

**株 主 提 案 権 行 使 請 求 書**  
(2026年6月テレビ朝日HD株主総会 株主提案 2026年4月16日)

以下の改正の要望は、共同代表の田中優子（法政大学名誉教授・元総長）、同前川喜平（元文科省事務次官）他51名による株主からの提案であり、議決数（単元数）は323個である旨の記載を求める。

以下議案の要領及び提言の理由は原文のまま記載するよう要請する。

**第1号議案** 定款第2条（目的）改正の件

- 1 定款（目的）第2条31号「放送の不偏不党、真実及び自律の保障（放送法1条）を再確認し重視した公正なジャーナリズム活動を行うこと」を新設する（現31号を32号に繰り下げる）

2. 提案理由

放送法は、戦前のメディアが国家の政策を国民に浸透させ、戦争遂行を支援する「プロパガンダ（宣伝）」の役割を果たした歴史を踏まえ、日本国憲法21条の表現の自由を基礎として「健全な民主主義の発達に資する」を目的として制定された。「放送法による基幹放送事業および一般放送事業」を定款第2条1号に掲げる会社として、再び、事実の報道よりも、戦意高揚や情報統制を優先し、軍と一体化した体制をとる時代を招かないよう、この定款改訂案を提案する。これにより、歴史を踏まえたメディアとしての価値向上を図ることができる。【248】

**第2号議案** 定款（目的）第2条17号の改正の件

1. 定款（目的）第2条「17. インターネット等におけるコンテンツ企画、制作、配信ならびに販売」を改正し、「17. インターネット等における誤ったコンテンツの是正、SNS情報の適正化、企画、制作、配信ならびに販売」とする。

2. 提案理由

インターネット、特にSNSによって玉石混交の情報が大量に流される事態となった。そのおびただしい情報量は、内容の正確性を命とする既存マスメディアの情報の比重を落とし、市民の知る権利を害する状況を作り出している。その是正については様々なレベルでの取り組みが求められているところ、報道機関である当社においては、その実現のためには、現在、「企画、制作、配信、販売」に限定しているインターネット業務についての定款の目的規定を改正し、その是正、適正化（ファクトチェック体制も含む）まで含めるべきと考える。

【244】

### **第3号議案** 常勤役員会の構成要件に関する定款変更の件

1. 定款18条③に「取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、常勤の取締役の3分の1を女性とする」規定を設ける。
2. 理由の要旨

日常的に意思決定をする常勤取締役の3分の1以上を女性とすることにより、会社の業務執行にジェンダー平等の視点をいれることが必要である。近年女性従業員や出演者に対するセクハラ・パワハラが民間放送業界で問題とされてきたが、かかる問題が発生する報道機関の土壌の改善を日常的に図る必要がある。また、万一同様の事故が発生した場合にも、ジェンダー視点での対応がとれる体制になっていることは重要である。

さらに、現行憲法に反する家制度及び家父長制への傾斜を防ぐには、市民に日々提供する情報が重要であるところ、その情報を発信する報道機関の姿勢がジェンダーの視点を欠くものであれば、その役割を果たすことはできない。【295】

### **第4号議案** 番組審議会委員・委員長の任期に関する定款追加の件

1. 長期委員の任期制限  
「委員の任期を延べ最長10年とし、委員の互選で選ばれる委員長任期は延べ最長8年とする。」との文言を定款第5章の「監査等委員会」の章に加え、番組審議会の活性化を図る定款規定を追加する。
2. 提案の理由

番組審議会委員任期を10年とする株主提案に対し、昨年、会社取締役会は長期を制限することは「硬直化」を招くものであり、長期であることは「有益である」との説明をした。これは経験則上誤った認識である。

現に、長期間委員長に在職中の人（委員在任20年、委員長在任12年）の経営する出版社の広告と見紛われかねない番組が放送された事実、「長期政権への付度」を懸念し、株主提案した当グループの共同代表田中優子氏は、その後、同氏から名誉毀損を理由に東京地裁に提起された。その請求はほどなく棄却され、一審で確定したという事実があった。しかし、この訴訟が起こした株主の権利行使（市民の発言）への萎縮効果は無視できない。当該人物が番組審議会における自由な議論の発展にとって、適切とはいえない。

【335】

## 第5号議案 広告と番組の混同防止に関する定款追加の件

1. 視聴者が広告と番組とを判別することが困難であるテレビ番組について、民放連の放送基準がある。2023年10月1日に景品表示法が改正され、消費者庁がその運用基準を定めた。万一、広告と番組の混同に関する疑いがある番組が生じたときには「通報した関係者の保護およびその制度の整備」「社内においてその是正措置などを講じることに努める」ことを本法人の定款に新しく追加する。
2. 提案の理由

広告と番組の混同に関する民放連の放送基準が作成され、BPOでもその放送基準に抵触する疑いがあった番組にはその是正勧告が行われている。更に上記の通り景品表示法が一部改正された。昨年の株主総会にテレビ朝日の看板番組である「大下容子ワイドスクランブル」「羽鳥慎一モーニングショー」において幻冬舎2の出版物を放送した番組について、独立の第三者委員会の設置を求める株主提案を行った。これに対して取締役会は今般の株主の指摘は「表現方法に対する注意喚起と考え、真摯に受け止め、今後の番組制作に活かす」という趣旨でお茶を濁し株主提案に反対した。

広告と番組の判別が困難であるとの疑いが生じた番組があった場合には景品表示法も改正されたことも踏まえ、「関係者からの通報者の保護およびその制度の整備」さらに「社内においてその再発防止策などを講じることに努めること」を本法人の定款に追加することを提案する。【390】

以上